明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規則〕
○人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則（人事院九―八―七六）　一
〔告示〕
○豪雪地帯対策基本計画の全部を変更した件（総務・農林水産・国土交通二）　二
〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十四年度第二・四半期予算使用の状況（内閣）　六
平成二十四年度第二・四半期国庫の状況（同）　七
〔公告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　八
裁判所
破産、免責関係　二三
特殊法人等
独立行政法人理化学研究所平成二十三事業年度財務諸表、司法書士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　一〇三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二八
会社その他
会社決算公告　二九

規則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年十二月十日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―八―七六

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第七の行政職俸給表(一)昇格時号俸対応表中

57	59	59	69	63	59	52	37
57	59	59	69	を	59	52	38
57	59	59	70	55	59	52	38
57	59	59	71	56	に、	52	39
57	59	60	72	56	56	53	39
58	58	60	73	56	56	53	40
58	58	を	74	56	56	53	40
58	58	56	75	56	56	53	41
58	58	57	76	56	57	54	を
58	58	57	77	57	57	54	32
58	58	57	78	57	57	55	33
58	58	57	79	57	58	に、	33
58	58	57	80	57	58	33	33
58	58	57	81	57	59	33	33
58	58	57	82	58	59	33	33
58	58	58	83	58	60	34	34
58	58	58	84	58	60	34	34
58	58	58	85	58	61	34	34
58	58	58	を	58	61	35	34
58	58	59	68	に、	62	35	34
58	58	62	68	59	62	36	35
58	58	62	69	59	63	36	35
58	58	63	69	59	63	37	35